

公示番号：19a00666

国名：ミャンマー

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

案件名：ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月中旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 0.70M/M、合計 1.70M/M
- (3) 業務日数：

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 10日  | 21日    | 10日  |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：  
提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月18日(水)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

|          |            |
|----------|------------|
| 類似業務     | 各種評価調査     |
| 対象国／類似地域 | ミャンマー／全途上国 |
| 語学の種類    | 英語         |

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおける専門家業務及び、関連する無償資金協力「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」、有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業」（フェーズ1及びフェーズ2）における調査・設計・施工監理業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマーの旧首都のヤンゴン市は、全人口約6千万人のうち約1割弱の510万人が集中する中心都市である。ヤンゴン市の上下水道システムの歴史は古く、上水は1842年に整備が始まり、現在では4つの貯水池と多数の井戸を水源としている。ヤンゴン市の上水道整備を所掌しているのはヤンゴン市開発委員会（以下「YCDC」）である。2012～2014年にJICAが実施した「ヤンゴン都市圏上水整備事業協力準備調査」にて分析した結果、YCDCから配水管網による給水を受けている人口は、ヤンゴン市全体の37%（推定）であり、市の中心部では24時間給水を達成しているものの、ヤンゴン市全体の平均給水時間は9.2時間に留まっている。また老朽化した送配水管の更新を含む無収水対策が適切に行われていないことから、無収水率は66%（推定）にも上っている。水源の約9割を表流水（貯水池）に依存し、表流水の水質が良好ではないにもかかわらず、3分の2が浄水処理をしないまま直接給水されている。水道メーター設置率は約7割と比較的高いが、水道料金はメーターの設置された家庭で約8円/m<sup>3</sup>、設置されていない家庭では月額約170円と低く抑えられているため、水道料金収入は十分ではない。YCDCは、頻繁に起こる施設・機材の故障や断水への応急的な対応に留まり、新規の施設整備や、老朽化した施設の更新には十分に対応できていない。また、上述のとおり、YCDCの浄水場運転維持管理や水質管理、無収水管理については改善の余地が多い他、YCDCには計画部門がなかったため、業務指標のモニタリング、基準に沿った水道事業の実施、適切な収入を確保するための財務管理、広報等、持続的な水道サービスを提供するための経営管理も十分ではない。

上記背景の下、JICAが2012年～2014年に実施した「ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査」を通じて、ヤンゴン市水ビジョン及び上水道マスタープラン（以下、M/P）が策定され、同M/Pに沿ったヤンゴン市の支援要請を踏まえ、JICAは次のとおり包括的・戦略的な協力を実施している。

- 無償資金協力「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」（2016年完工）
- 有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業」（2014年L/A調印）
- 有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）」（2017年L/A調印）
- 個別専門家「ヤンゴン市生活用水給水アドバイザー」（2012年～2015年）
- 個別専門家「ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー」（2015年～2017年）
- 個別専門家「ヤンゴン市水道行政・水供給アドバイザー」（2018年～2020年）

- 技術協力「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」(本プロジェクト) (2015年～2020年)
- 課題別研修「上水道無収水管理対策(漏水対策)」(2014年～2017年)
- 留学プログラム「水道分野中核人材育成コース」(2018年～2023年)

更に、ヤンゴン市では JICA の協力以外に次のような協力が実施されている。

- (外務省主管) 事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン市無収水削減計画」(2015年 E/N 締結)
- (外務省主管) 無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」(2018年 E/N 締結)
- (福岡市水道局)(一財)自治体国際化協会(CLAIR)の自治体職員協力交流事業により YCDC 職員を研修員として福岡市水道局で受入れ(2014年～)

本プロジェクトの目的は、ヤンゴン都市圏において、①YCDC の水道経営能力強化、②無収水管理能力強化、③水質管理能力強化を行うことにより、YCDC の水道事業運営能力向上を図り、もって同地域の YCDC による上水道サービス改善に寄与するものである。本プロジェクトは、2015年7月より5年間の予定で実施されており、業務実施契約による複数の専門家及び直営専門家1名を派遣している。

一方、本プロジェクトの実施中に、YCDC の組織改編やヤンゴン市域における水道事業の民営化といった動きが発生している。YCDC は本プロジェクトの後継案件となる技術協力を要請しており、同要請には、上記①～③に係る能力強化に加え、上述の組織改編や民営化に係る支援も含まれている。

上記背景を踏まえ、今回実施する終了時評価調査は大きく分けて次の3点を目的とする。

(1) 2020年7月の本プロジェクト終了を控え、本プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導く。特に、本プロジェクトの特徴を鑑みて次の観点から教訓の分析を行う。

- 1) 自治体(東京都水道局、福岡市水道局)による協力<sup>1</sup>の効果
- 2) 自治体系企業(東京水道サービス、PUC)の参画による効果
- 3) JICA 直営長期専門家と業務実施契約のハイブリッドによる効果と課題
- 4) 新たなニーズ・要請に柔軟に応えるためのプロジェクト運営における工夫
- 5) JICA による機材本邦調達の遅延要因と対策
- 6) 成果1とそれに関連する活動を幅広い内容で設定したことによる効果

(2) 上述のとおり M/P に沿って包括的・戦略的に実施されている JICA 及び JICA 以外の協力の全体像を俯瞰しつつ、次の観点から JICA の協力の効果や教訓を振り返り、今後の協力に向けての教訓及び提言を導く。

1) ①ヤンゴンの水道サービスの拡張・改善というインパクト、②そのための YCDC のパフォーマンスの向上、③パフォーマンスを発揮するための能力(キャパシティ)の向上、という3層の観点から協力実施前後の変化を把握し<sup>2</sup>、その中で本プロジェクトの貢献を整理する。

<sup>1</sup> 東京都水道局及び福岡市水道局は本プロジェクトの国内支援委員として参画。国別研修も受け入れ。

<sup>2</sup> 協力実施前の状況については、JICA 図書館にて公開されている「ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査」の報告書(第1巻～第4巻)より確認可能。

2) 能力強化の3層のターゲット(社会、組織レベル、個人レベル)それぞれに対する能力強化の実績・効果と、総体としての効果を整理する。

(3) 上記(1)及び(2)の結果を踏まえ、本プロジェクトの後継案件のための情報(要請の背景、本プロジェクトの達成事項と後継案件で取り組むべき事項、想定される成果指標のデータの所在、事業実施に伴うリスク等)を取りまとめ、JICAが作成する事業事前評価表(案)等に対しロジックや指標の適切性といった観点から助言する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。更に、上記6で述べた関連案件の情報を収集、整理し、M/Pに沿った包括的・戦略的な協力について分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2019年12月中旬~1月上旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会(JCC)議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、国内支援委員、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④本プロジェクトに関する既存の文献、報告書に加え、上記6で述べた関連案件に関する既存の報告書等をレビューし、M/Pに沿った包括的・戦略的な協力の効果や課題を確認するための各種指標、そのベースライン値、及び追加で収集が必要な情報とデータ収集方法を整理する。なおプロジェクト関係者への質問については、上記質問票に盛り込む。
- ⑤本プロジェクトの後継案件に係る要請背景・内容を把握する(要請書、JICAが作成するプロジェクト概要等)。また、JICAが作成する後継案件のProject Design Matrix(PDM)(案)(和文・英文)、Plan of Operation(PO)(案)(和文・英文)、事業事前評価表(案)に対し、ロジックや指標の適切性といった観点から助言する。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間(2020年1月中旬~1月下旬)

- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。

- ③ミャンマー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びミャンマー側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨上記 6（2）で述べた観点から分析を行うために必要な情報・データの収集、整理を行う。
- ⑩本プロジェクトの後継案件に必要な以下の情報収集、整理を行う。
  - ア)本プロジェクトの達成事項と後継案件で取り組むべき事項
  - イ)JICA が作成する事業事前評価表（案）において必要となる成果指標のデータの所在
  - ウ)後継案件実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
- ⑪評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から後継案件を分析し、現地調査中に JICA が更新する後継案件の PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、事業事前評価表（案）に対しロジックや指標の適切性といった観点から助言する。
- ⑫現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2020 年 2 月上旬～2 月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。
- ④上記 6（2）で述べた観点から収集・分析した結果を取りまとめて提供する。
- ⑤JICA が最終化する本プロジェクトの後継案件の事業事前評価表（案）に対しロジックや指標の適切性といった観点から助言する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を 2020 年 2 月 28 日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年1月12日～2020年2月1日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 水道事業運営 (自治体)

ウ) 水道施設運転維持管理 (自治体)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 評価分析 (コンサルタント)

#### ③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります)

エ) 通訳備上

日本語⇄ミャンマー語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チー

ムにて配布します。配布を希望される方は、地球環境部・水資源グループの代表アドレス (gegwt@jica.go.jp) 宛に、メールをお送りください。

- ・本プロジェクトPDM (最新版)
- ・プロジェクト業務進捗報告書 (2018年度)
- ・JICAの対ミャンマー上水道分野支援の概要図
- ・上水道分野におけるヤンゴン市での協合一覧図

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ミャンマー国ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書 第1巻「ヤンゴン市水ビジョン」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017205.html>)
- ・ミャンマー国ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書 第2巻「上水道(要約)」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017208.html>)
- ・ミャンマー国ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書 第3巻「上水道マスタープラン」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017209.html>)
- ・ミャンマー国ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書 第4巻「上水道フィジビリティスタディ」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017295.html>)
- ・ミャンマー国ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画準備調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012026.html>)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に

地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上